

令和3年第1回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年3月18日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第4号 取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第7号 取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第8号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第9号 取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
議案第10号 取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第11号 取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第12号 取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第14号 取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第15号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第16号 市道路線の認定について
-
- 日程第2 議案第13号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
-
- 日程第3 議案第17号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）
議案第18号 令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号 令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第4 議案第23号 令和3年度取手市一般会計予算
-

日程第5	議案第24号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第25号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第26号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第27号	令和3年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第28号	令和3年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第29号	令和3年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第6	議案第30号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第11号）
	議案第31号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第1号）
日程第7	請願第16号	取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願
日程第8	請願第15号	保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願
	請願第17号	公共施設休業・イベント自粛で収入が減少した事業主（個人事業主）への支援金に関する請願
	請願第18号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
	請願第19号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願
日程第9	意見書案第1号	新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書について
	意見書案第2号	生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書について
	意見書案第3号	75歳以上の医療費窓口負担1割から2割への引き上げ撤回を求める意見書について
日程第10	意見書案第4号	新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書について
	意見書案第5号	新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書について
日程第11	総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	
日程第12	閉会中の所管事務調査の申し出及び閉会中の所管事項調査の申し出について	

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 3 号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 4 号	取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5 号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 6 号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 29 号	令和3年度取手地方公平委員会特別会計予算	原案可決

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第7号	取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について	原案可決
議案第10号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第20号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決

議案第21号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第25号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和3年度取手市介護保険特別会計予算	原案可決

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第14号	取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	市道路線の認定について	原案可決
議案第18号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第22号	令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和3年度取手市競輪事業特別会計予算	原案可決

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 赤羽直一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第17号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第23号	令和3年度取手市一般会計予算	原案可決

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

請願審査報告について

本委員会は、令和3年3月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第15号	保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願	不採択	
請願第19号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願	不採択	

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

請願審査報告について

本委員会は、令和3年3月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第16号	取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願	採 択	執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求
請願第17号	公共施設休業・イベント自粛で収入が減少した事業主（個人事業主）への支援金に関する請願	不 採 択	
請願第18号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不 採 択	

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 遠山智恵子

〃 〃 細谷典男

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、ワクチン接種が開始される中、合わせて幅広いPCR検査の実施が重要な対策となります。

政府は、3月5日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに、「再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」と新たに明記しました。

また、基本的対処方針の改正概要でも「各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」と記されています。新規感染者数が減少傾向にあり、検査能力に余裕が出てきている今こそ、コロナ封じ込めのための大規模検査の実施が必要です。その大規模検査を行う場合には、接触者の追跡を専門に行うトレーサーの大幅増員や保健所の人員・体制の抜本的な拡充も必要となります。また、ホテル等を借り上げた宿泊・療養施設の整備とそこへの医療スタッフの配置に国が責任を持ち、健康観察やケアの提供に万全を期すことも不可欠です。

国民の命と健康を守り、社会・経済機能を維持するためにも、コロナ封じ込めのための大規模検査（無症状感染者の早期発見と保護体制整備）の実施を強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

記

- 1 社会的検査を高齢者施設とともに医療機関・障害福祉施設などにも拡大し、職員に対して頻回・定期的（週1回程度）に行い、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ること。
- 2 モニタリング検査を「1日10万人」と大規模に行い、検査件数を抜本的に引き上げること。
- 3 変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣 新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣

意見書案第5号

新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 遠山智恵子

〃 〃 細谷典男

新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、ワクチン接種が開始される中、合わせて幅広いPCR検査の実施が重要な対策となります。

政府は、3月5日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに、「再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」と新たに明記しました。

また、基本的対処方針の改正概要でも「各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」と記されています。新規感染者数が減少傾向にあり、検査能力に余裕が出てきている今こそ、コロナ封じ込めのための大規模検査の実施が必要です。その大規模検査を行う場合には、接触者の追跡を専門に行うトレーサーの大幅増員や保健所の人員・体制の抜本的な拡充も必要となります。また、ホテル等を借り上げた宿泊・療養施設の整備とそこへの医療スタッフの配置に国・県が責任を持ち、健康観察やケアの提供に万全を期すことも不可欠です。

茨城県には、県民の命と健康を守り、社会・経済機能を維持するためにも、今後、市町村がワクチン接種の取組に追われていく中、検査体制に責任を持つ県の役割として、大規模検査（無症状感染者の早期発見と保護体制整備）の実施を強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

記

- 1 社会的検査を高齢者施設とともに医療機関・障害福祉施設などにも広げ、職員に対して頻回・定期的（週1回程度）に行い、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ること。
- 2 県独自のモニタリング検査の実施を図り、検査件数を抜本的に引き上げること。
- 3 変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名

- ・所管事務調査「小学校教育及び中学校教育に関する事項」
(コロナ禍における学校教育について)

2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和2年 11月14日	・市内市立小中学校のPTA会長・副会長を対象に意見交換会をオンラインで実施。
12月4日	・意見交換会参加委員からの報告内容を共有し、意見・要望等について委員間討議。後日、委員長が教育委員会に聞き取りを実施することを決定。
令和3年 3月5日	・委員長が教育委員会に聞き取りを実施した結果を共有し、委員間討議。
3月17日	・調査結果を踏まえ、総務文教常任委員会から教育委員会に対し提言することを決定。

3 中間報告

市内市立小中学校のPTA会長及び副会長との意見交換を踏まえ調査した結果、別紙の事項を提言することに決定しました。

取手市議会議長

齋 藤 久 代 殿

総務文教常任委員会

委員長 小 堤 修

総務文教常任委員会からの提言について（依頼）

令和2年11月14日、当委員会は「令和2年度第1回市民との意見交換会」として、市内市立小中学校のPTA会長及び副会長とオンラインにより「コロナ禍における学校教育」について意見交換を行いました。その際にいただいた意見及び要望等について、教育委員会事務局職員に調査し委員間討議した結果、下記事項を速やかに執行機関に提言していただきたくご依頼申し上げます。

記

○提言事項

コロナ禍等の特異事象発生時におけるそれぞれ（教育委員会、学校、PTA、保護者）の問題意識、危機管理及び情報の連携（報告・連絡・相談）を共有し、迅速的確に対処すること。

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代様

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事件名

- ・所管事務調査「産業の振興に関すること」
(取手市農業公社の現状と今後の在り方について)

2 調査の経過

回	開催年月日	内容
第1回	令和2年 11月9日	・令和2年市民との意見交換会（建設経済常任委員会） 「取手市農業公社の現状と今後の在り方」をテーマに 意見交換
第2回	令和3年 1月19日	・取手市農業公社利用者からの御意見について協議
第3回	3月9日	・取手市農業公社利用者からの御意見に対する回答について 協議
第4回	3月17日	・取手市農業公社利用者からの御意見に対する回答について 決定

3 中間報告

取手市農業公社は、地域農業経済の安定と地域社会の活性化に寄与することを目的に、昭和62年に設立されました。現在、設立から約34年経ち、施設老朽化に伴う修繕費増加等の問題があります。また、少子高齢化、農業人口減少、米価の下落等社会情勢の変化に伴う課題もあります。

建設経済常任委員会では、取手市農業公社利用者との対話を行うことにより、取手市農業公社や農業の在り方について、別紙のとおり、現状や課題を詳細に把握することができました。

現在、取手市では各種計画を策定中であるため、当委員会としては、今後も市の動向を注視し、必要に応じて調査していくこととします。

【建設経済常任委員会】令和2年 農業公社利用者との意見交換会

	調査事項	回答
1	<p>①農業公社の赤字を減らすため、類似した土地条 件の他の農業公社の取り組みは参考にならない か。</p> <p>②水田が大きい地域の農業公社の現状は。</p> <p>③茨城県内で、県に設置されている農業公社は何 か所か。</p> <p>④市に設置されている農業公社は何か所か。</p> <p>⑤市に設置されている農業公社の経営状況は。</p>	<p>①茨城県内においては、取手市と類似した水稲育苗事業や籾乾燥調整事業などを実施している農 業公社は、鹿嶋市農業公社のみであり、他の公社の大多数は農地や労働力の斡旋、施設管理など のソフト事業を行っている。また、近県では、栃木県鹿沼市農業公社は取手市農業公社を立ち上 げる際に参考とした公社で、現在も水稲生産の全面委託等に取り組んでいるため、参考となる。</p> <p>②水田が大きい地域であっても農業公社が存在する市町村が少なく、公社がある市町村において もソフト事業のみを手がける市町村が大多数。鹿嶋市農業公社においても、ピーマン育苗栽培や堆 肥生産等を行っているが、市からの運営補助金を受けている現状。</p> <p>③県に設置されている農業公社はないが、公益社団法人農林振興公社があり、米や麦などの種子 供給、農業用プラスチックリサイクル事業、農地中間管理機構などを行っている。</p> <p>④茨城県内に農業公社等が設置されている市町村は10か所ある。(水戸市、鹿嶋市、小美玉市、 常陸大宮市、土浦市、龍ヶ崎市、稲敷市、笠間市、茨城町、取手市)</p> <p>⑤実施している事業は、各公社により様々だが、大多数は市町村からの運営費や人的補助などを 受けながらの経営となっている。</p>
2	<p>①耕作放棄地を減らし、農地の大規模化のため、 市でも農地を中間管理機構に預けた際に1反1 万円を市独自に助成する制度はないか。</p> <p>②もしやるとするならば、予算はどれくらいか。</p>	<p>①取手市では、認定農業者が農地を集積した場合、認定農業者等支援事業補助金交付要綱に基づ き面積に応じて市独自の補助金を交付している。(田 21,000 円/10 アール・畑 10,000 円/ 10 アール)</p> <p>②取手市の荒廃農地は約58.5ヘクタール(農業委員会調べ)のため、585反×1万円=585 万円。</p>
3	<p>農業公社の設備の更新を行うとするとするならば、どれ くらいの予算が必要か。</p>	<p>農業公社のリースセンター施設すべての機械更新を実施するには、概算で3億5千万円。</p>

4	<p>市内の農地維持には若手農業者の力が必要と考 える。若手就農支援・バックアップを市として充 実させる考えはあるか。ある場合には、どのよう な事が検討されているのか。</p>	<p>国の次世代投資資金（年最大150万円で最長5年間）を活用しながら、県や市、農協、指導農 業士等で構成するサポートチームにより、農地の幹旋及び技術面や経営面などきめ細やかに若手 農業者に対する支援やバックアップを行う予定。</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◇市内の農業従事者数については、農林業センサス2020の速報値資料（別紙）のとおり。

2020年農林業センサス結果の概要（概数値）

2 農業経営体（個人経営体）

(7) 年齢階層別の基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）

市町村名	男女計															
	計	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～
217 取手市	806	-	-	1	2	5	10	11	12	15	65	198	209	146	92	40
2015年	1158	1	3	4	8	8	16	16	14	62	176	254	217	186	112	81
増減率	-30.397	-100	-100	-75	-75	-37.5	-37.5	-31.25	-14.286	-75.806	-63.068	-22.047	-3.687	-21.505	-17.857	-50.617

令和3年3月16日

取手市議会議長
齋藤久代様

議会運営委員会
委員長 岩澤 信

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的

所管する事項の調査を行い、議会運営の向上をはかるため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和4年第1回定例会まで

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代様

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 市の基本施策の計画、策定に関する事項
- (2) 市税及び財政に関する事項
- (3) 入札及び契約に関する事項
- (4) 市の庁舎及び財産に関する事項
- (5) 市政の事務管理及び情報公開に関する事項
- (6) 広聴活動及び広報活動に関する事項
- (7) 人権擁護活動に関する事項
- (8) 防犯、防災及び交通安全に関する事項
- (9) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (10) 消防行政に関する事項
- (11) 小学校教育及び中学校教育に関する事項
- (12) 社会教育に関する事項
- (13) 市民文化、芸術文化及びスポーツの振興に関する事項
- (14) 教育施設、文化施設及び体育施設に関する事項
- (15) 文化財に関する事項
- (16) 青少年の健全育成に関する事項
- (17) 男女共同参画型社会の推進に関する事項
- (18) 所管の予算の執行状況について
- (19) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和4年第1回定例会まで

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代様

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 社会福祉及び医療福祉に関する事項
- (2) 障害者福祉，児童福祉及び高齢者福祉に関する事項
- (3) 国民健康保険，介護保険及び国民年金に関する事項
- (4) 福祉施設及び保健施設に関する事項
- (5) 市民の健康増進に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い，事務に関する理解を深め，市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査，資料の提供又は意見を求め，あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和4年第1回定例会まで

令和3年3月17日

取手市議会議長
齋藤久代様

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 道路及び水路に関する事項
- (2) 公園、緑地及び河川に関する事項
- (3) 上水道及び下水道に関する事項
- (4) 市有建築物及び公営住宅に関する事項
- (5) 都市計画事業及び区画整理事業に関する事項
- (6) 建築行為及び開発行為に関する事項
- (7) 環境衛生及び公害に関する事項
- (8) 一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する事項
- (9) 産業及び観光の振興に関する事項
- (10) 消費者保護に関する事項
- (11) 勤労者福祉施設に関する事項
- (12) 農業委員会に関する事項
- (13) 競輪に関する事項
- (14) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和4年第1回定例会まで